申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

年 月 日

## 狛江市子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第1号)

狛江市長 宛て

【申請に当たって同意していただく事項】	収受印
1. 施設等利用給付認定の審査並びに申請者及び同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。	
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定、施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。 3. 施設等利用費は、市が認めた場合には、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。 4. 提出書類に関し、記入漏れ及び内容について提出書類作成先の担当者に照会する場合があります。	
5. 認定事務が集中し、審査等に日時を要する場合は、申請日にかかわらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。	
6. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。 7. 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合は、本認定の申請はできません(別途、施設により標準的な利 用料が無償になります。)。	

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、狛江市子育てのための施設等利用給付の認定及び給付の手続に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

			_	記					
				認定	希望日(施設利用	開始日)	年	月	日
保護者	フリガナ		申請		居住地	-			
	氏名	※ 自署の場合は印は不要です。	子ども との続柄		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	₸			
	日中の連絡先(電話番号)*確実に連絡の取れる順				てください。	生年月日	年	月	日
	1	父携帯 ・ 母携帯 父勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他 ( )	2)		父携帯 ・ 母携帯 父勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他 ( )	個人番号(マイナンバー)			
子ども	フリガナ	現住所		_		個人番号(マ/	イナンハ	ヾー)	
	氏名		申請者と異なる 場合のみ記載						
	八石		生年月日		年	月 日			

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園),特別支援学校幼稚部を記入してください。

フリガナ	 所在地	₸	_	電話番号		(	)
施設名	// 12-6						
	利用開始	予定日		年	月	日	